

ミクロネシア漁業開発 R/D 協議
報 告 書

昭和 53 年 1 月

国際協力事業団

200
89
FDT

国際協力事業団	
受入 期 '84. 3. 30	200
登録No. 02344	89
	FDT

ミクロネシア漁業開発 R/D 協議
報 告 書

1. 目 的

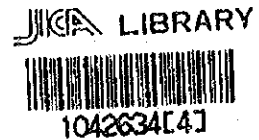
本調査団はミクロネシア当局から要請のあったカツオ一本釣漁業を開発するため昭和53年3月～54年3月に至る1年間専門家7名を派遣し、必要材料を供与して協力するプロジェクトに関し別添1の通りの合意議事録(R/D)をとりまとめることを目的としたものである。

2. 調査団員

団	長	藤	波	徳	雄
企	画	菅	野	典	夫
漁	協	長	峯	朝	生
船 船 機 関		植	松	紀	典
業 務 調 整		正	井	三	郎

3. 調査日程

1977年	第 1 班	第 2 班
12月11日(日)	東京ーサイパン	
12 (月)	TTPI 側と打合せ	サイパンーパラオ FRI 船の点検
13 (火)	"	"
14 (水)	サイパンーパラオ	"
15 (木)	パラオ地区行政府と打合せ	"
16 (金)	"	"
17 (土)	パラオーグアム	第1班に合流
18 (日)	グアムーサイパン	
19 (月)	TTPI 側と打合せ	
20 (火)	"	
21 (水)	"	
22 (木)	サイパンー東京	



4. 添付書類

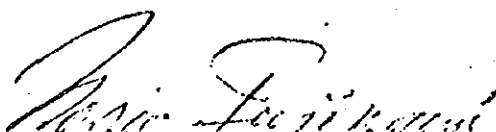
- (1) R/D
- (2) 調査団が接触した人々
- (3) 事業経費内訳
- (4) 会議々事録

THE RECORD OF DISCUSSIONS BETWEEN THE JAPANESE
PROJECT FORMULATION TEAM AND THE OFFICIALS OF
THE TRUST TERRITORY OF THE PACIFIC ISLANDS
CONCERNING TECHNICAL COOPERATION FOR THE FISH-
ERIES DEVELOPMENT PROJECT


The Japanese Project Formulation Team (hereinafter referred to as "the Team") organized by the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as JICA) and headed by Mr. Norio Fujinami, Adviser to the Ministry of Agriculture and Forestry on International Fisheries Affairs, visited the Trust Territory of the Pacific Islands from 11 to 22 December 1977 for the purpose of working out the details of technical cooperation concerning the Fisheries Development Project of the Trust Territory of the Pacific Islands.

During its stay in the Trust Territory of the Pacific Islands, the Team exchanged views and had a series of discussions with the appropriate officials of the Trust Territory of the Pacific Islands with respect to the measures to be taken for the successful implementation of the above-mentioned Project.

As a result of the discussions, the Team and the appropriate officials of the Trust Territory of the Pacific Islands agreed to recommend to their respective Governments the matters referred to in the Annex attached hereto.


Head of the Japanese Project
Formulation Team, Japan
International Cooperation
Agency

Saipan, December 22, 1977


Director of Resources and Develop-
ment, Trust Territory of the
Pacific Islands

Saipan, December 22, 1977

ANNEX

I. Japanese-Trust Territory Cooperation

The Government of Japan and the Trust Territory of the Pacific Islands will cooperate with each other in implementing the Fisheries Development Project consisting of, but not limited to, the following activities (hereinafter referred to as the "Project") to support the marine resources development programs of the Trust Territory of the Pacific Islands:

1. Modify one FRP skipjack fishing vessel to attain maximum effectiveness in the Trust Territory of the Pacific Islands pole and line skipjack fishery.
2. Operate the modified FRP skipjack fishing vessel for a period of one year to demonstrate its technical and commercial potential under conditions experienced in the Trust Territory. The strategy of operation will be directed toward obtaining maximum income from vessel operations and may include fishing techniques other than pole and line skipjack fishing.
3. Erect and maintain a complex of ten holding pens for the conditioning of tropical baitfish for the skipjack fishery.
4. Operate a one year program to demonstrate the technical and commercial advantages of 'conditioning' tropical baitfish for the skipjack fishery.
5. Provide training in the specialized skills required for the commercially successful operation of a pole and line skipjack vessel under conditions in the Trust Territory.
6. Prepare a detailed report on the results of the first year's study including a benefit cost analysis of the optimal strategy for operating a pole and line fishing vessel under conditions in the Trust Territory, a benefit cost analysis of the baitfish conditioning operations; and, based upon the result of the year's study, an estimate of the potential for the development of a locally based Micronesian pole and line skipjack fishery, and an outline of the most effective means of realizing this potential.
7. Other activities necessary for the achievement of marine resources development objectives.

II. Japanese Experts

In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to provide, at its own expense, services of the Japanese experts listed below through

appropriate procedures under the Technical Cooperation Scheme of Japan:

- (1) Project Co-Manager
- (2) Masterfisherman/Captain
- (3) Chief Engineer
- (4) Live Bait Specialist
- (5) Three Fishing Specialists
- (6) Additional short term experts in other fields as necessary to meet project objectives.

III. Benefits and Support for Japanese Experts

In accordance with the laws and regulations in force in the Trust Territory of the Pacific Islands, the Trust Territory Administration will undertake to grant the Japanese experts associated with the Project and their families the following privileges, exemptions, benefits and support no less favorable than granted to experts of third countries or other international organizations performing similar missions:

(1) Exemption from, or compensation for, income tax and charges of any kind imposed on or in connection with living allowances and wages.

(2) Exemption from, or compensation for, import and export duties and any other charge in respect of personal and household effects, including one motor vehicle per family, which may be brought into the Trust Territory of the Pacific Islands from abroad.

(3) Insurance to protect against major medical expenses requiring referral to hospitals outside the Trust Territory of the Pacific Islands.

(4) Acceptable furnished living accommodations.

(5) Transportation and per diem while on travel in the Trust Territory of the Pacific Islands away from the primary duty station and on official business.

IV. Machinery and Equipment to be Provided by Japan

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take the necessary measures through JICA to provide, at its own expense, the machinery, fishing gear and equipment including but not limited to that listed below, through appropriate procedures under the Technical Cooperation Scheme of Japan:

- (1) Electronic Navigational Aids
- (2) Bait well sea water circulation system
- (3) Light boat for baiting operations
- (4) Stick held dip net (Bouke ami)

- (5) Net pens for holding bait (Ikesu)
- (6) Miscellaneous vessel modifications
- (7) Hauling device for stick held dip net
- (8) Motor vehicle
- (9) Skipjack fishing gear
- (10) Tuna long line fishing gear
- (11) Other fishing gear
- (12) Miscellaneous items

2. The articles referred to in 1 above will become the property of the Trust Territory of the Pacific Islands upon being delivered c.i.f. to the Trust Territory of the Pacific Islands authorities concerned at the ports and/or airports of disembarkation, and will be utilized exclusively for the implementation of the Project in consultation with the Japanese experts.

V. Training of Micronesian Personnel in Japan

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to receive at its own expense the Micronesian personnel connected with the Project for technical training in Japan through appropriate procedures under the Technical Cooperation Scheme of Japan.

2. The Trust Territory of the Pacific Islands will take necessary measures to ensure that the knowledge and experience acquired by the Micronesian personnel from technical training in Japan will be utilized effectively for the implementation of the Project.

VI. Services, Material and Equipment to be Provided by the Trust Territory of the Pacific Islands

1. In accordance with the laws and regulations in force in the Trust Territory of the Pacific Islands, the Trust Territory Administration will take the necessary measures to provide, at its own expense, the following:

- (1) Project Manager, and counterpart personnel for key Japanese experts.
- (2) Administrative and clerical services required to achieve project objectives.
- (3) Micronesian fishermen to complete the crew of the project vessel.
- (4) Micronesian technicians to conduct the bait conditioning activities.

(5) Office, fishing gear storage space and other facilities as required.

(6) 26 GT FRP skipjack fishing vessel with fishing gear, baiting equipment, tools and spare parts as when delivered.

(7) Moorage for FRP vessel

(8) Access to baiting grounds

(9) Costs of FRP vessel fishing operations including fuel and oil, ice, consumable gear and equipment, food stores, repair and maintenance and insurance.

(10) Customs duties, internal taxes and any other charges imposed in the Trust Territory of the Pacific Islands on the items mentioned in IV above.

(11) Other services materials and equipment as required for successful project implementation.

VII. Administration of the Project

The Trust Territory of the Pacific Islands will be responsible for the administration and implementation of the Project. Japanese experts will provide necessary technical guidance and advice for the implementation of the Project.

VIII. Distribution of Reports

All reports and findings resulting from the activities of this Project will be restricted in their distribution to essential agencies in the Government of Japan and the Trust Territory Administration until approved for general distribution by the Trust Territory Administration.

IX. Claims against Japanese Experts

In accordance with the laws and regulations in force in the Trust Territory of the Pacific Islands, the Trust Territory Administration will undertake to indemnify Japanese experts against claims, if any arise, resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their official functions in the Trust Territory of the Pacific Islands, except for those arising from willful misconduct or gross negligence of the Japanese experts.

X. Mutual Consultation

There will be mutual consultation between the two Governments on any major issues arising from, or in connection with this Annex.

XI. Term of Cooperation

The duration of the technical cooperation for the Project under this Annex will be from the date of arrival of the first expert in II above to the end of March in 1979, during which time the two Governments will have mutual consultations regarding further cooperation for a period not to exceed three years.

調査団が接触した人々の氏名

(TTPI HEADQUARTER, SAIPAN)

- | | |
|----------------------|---|
| 1. JUAN A SABLAN | DEPTY HIGH COMMISSIONER |
| 2. EVSEBIO RECHUCHER | DIRECTOR, DEPARTMENT OF
RESOURCES DEVELOPMENT |
| 3. ALAN B CHAPMAN | CHIEF, MARINE RESOURCES DIVISION |
| 4. RAMON RECHEBEI | STAFF, MARINE RESOURCES DIVISION |
| 5. SAKAE BERT OGATA | AGRICULTURAL ECONOMIST |
| 6. DONALD PAARLBERG | DEPUTY LIAISON OFFICER, US State
Department Liaison office |

(PALAU ISLAND)

- | | |
|--------------------------|--|
| 1. TOSHIRO PAULIS | DISTRICT CHIEF, MARINE RESOURCES
DIVISION |
| 2. HASHIDA KEBOKOL | PRESIDENT, PALAU FEDERATION OF
FSHERMEN'S ASSOCIATION |
| 3. PAUL SARDINA | MANAGER " |
| 4. NANCY WONG | MANAGER, PALAU FISHING AUTHORITY |
| 5. CHRISTOPHER K MICHELL | GENERAL MANAGER, PALAU
VAN CAMP SEA FOOD COMPANY |
| 6. BILL HAMNER | MANAGER, Micronesia Mariculture
Development Centre |
| 7. THOMS REMENGASAU | DISTRICT ADMINISTRATOR |
| 8. FRITZ RUBASCH | MAYOR KORORCITY |

事業経費内訳

日本側負担		ミクロネシア側負担	
専門家の派遣	54,000,000円	施設費	510,000円
研修生の受入れ	2,500,000円	人件費	3,000,000円
器材供与	36,000,000円	かつお餌料魚蓄養計画	15,000,000円
計	92,500,000円	小計	18,510,000円
		FRP漁船運航経費	267,837,500円
		修理・外装費	750,000円
		小計	27,533,750円
		専門家関係	
		宿舎	2,875,000円
		旅費	1,250,000円
		保険	750,000円
		その他(事務用品等)	250,000円
		小計	5,125,000円
		合計	51,168,750円
		(うち水揚見込み収入	16,000,000円
		(新規要求予算	16,658,750円

明細	明細
・専門家7名	・施設費
マネジャー 1名	事務所 @ 37,500円/月 450,000円
蓄養担当 1名	倉庫 @ 5,000円/月 60,000円
船長 1名	
機関長 1名	・人件費
漁撈担当 3名	プロジェクトマネジャー1カ月 500,000円
計 54,000,000円	プロジェクトマネジャーの カウンターパート 1,500,000円
	パラオ・コー・マネジャー-4人・月 500,000円
・器材等	
レーダー 1,200,000円	・旅費 500,000円
ロラン 300,000円	小計 3,510,000円

日本側負担		ミクロネシア側負担	
強制循環改造	1,365,000円		
灯 船	2,800,000円	・ 餌料魚蓄用一パラオ海洋資源部	15,000,000円
棒受け網	887,000円	中古船購入見積り額	2,500,000円
生 簀	7,719,000円	運 航 費	750,000円
まぐろ延縄	975,000円	漁業スペシャリスト	1,250,000円
その他改造	850,000円	技術者(3名)	2,250,000円
棒受網場網装置	370,000円	パートタイム	3,375,000円
車 輛	1,200,000円	食 糧 費	500,000円
かつお竿釣漁具	2,727,750円	棒 受 網	925,000円
船具・属具	3,711,250円	その他(残額)	3,450,000円
その他漁具	4,812,000円		
配合飼料	300,000円	・ 専門家宿舎 3軒	2,875,000円
専門家用品	733,500円	旅 費	750,000円
運 賃	625,000円	保 險 料	750,000円
計	36,000,000円	小 計	4,375,000円
		・ かつお船運航費	
		270日稼働うちかつおへの出漁218日	
		1. 燃油および潤滑油	6,690,000円
		2. 氷 代	1,431,250円
		3. 消耗品代	775,000円
		4. 食 糧 費	6,075,000円
		5. 船体保険料	1,237,500円
		6. 修 理 費 等	1,575,000円
		小 計	17,783,750円
		・ ミクロネシア人乗組員 10名 @75,000円/月	9,000,000円
		船体復元見積額	750,000円~1,500,000円
		要 求 額	27,533,750円
		注)	
		生産量 400トン-	32,000,000円
		300トン-	24,000,000円
		200トン-	16,000,000円
		最悪の場合—不足額—	11,533,750円

第 一 回 会 議

1. 日 時 昭和52年12月12日(月) 0940~1215
2. 場 所 SAIPAN 高等弁務官府水産資源部長室
3. 出 席 者 ALAN B. OHAPMAN
藤 波、 長 峯、 正 井

4. 内 容

藤波団長からOHAPMANに対し、来訪の目的、日程を説明しR.D.原稿をもとにして意見の交換を行ったが、その概要は次のとおり。

1. 計画の概要は、7名の漁業専門家を一隻の26t型FRP漁船に乗りくませ、TTPIから乗船する略々同数のカウンターパートとともに、この船が技術的に操業可能であることをデモンストレートし、又本船が商業的に成立するものであるか否かをテストし、更にカツオ本釣漁船の漁撈技術、管理技術の移転を行うことを主目的とする。また余力があればこれら専門家を他の漁船に分乗させ指導させることも考える。

次に餌料魚の採捕、蓄養を行うとともに、カツオ漁業以外の漁業についても開発のためのテストを行うことを申し添えた。

この計画は実施対象地区をパラオとするが、カウンターパートは他の地区からも募集して訓練することとしたい。プロジェクトの協力期間は両国代表がサインした日(あとで最初の日本人専門家が到着した日に変更)から1979年3月末日までとするがTTPIの信託統治の終了時点をめどにしてその後3年以内の期間を限って別の計画を推進することとしたい。なお本計画のスケジュールは1978年1月中旬から2カ月間、2名の専門家を派遣し、プロジェクトの打合せと漁船の操業準備を行い、3月末にチーム全員を派遣し、1カ年間操業指導にあたることになる。

2. TTPI独自の計画は水産分野でも進められているが、日本の計画がマイクロネシアの水産開発計画と調和するようになることを期待している。

現在パラオ地区で推進されようとしている水産プロジェクトはお手渡しする6つのものに別れているので吟味して欲しい。

目下のところ7隻のFRP漁船は総てリース先が内定されているので、このプロジェクトのためどの船を当てたらよいか即答できないが、マーシャルに決った船はリース先がボナベ割当舷の操業成績がはかばかしくないこと等により操船をためらっておりパラオに繋船されているが、この船をあてることができると思われる。

TTPIとしては政治的配慮からこの計画がパラオだけでなく他地区にも拡がることを望んでおり、特にマーシャルとパラオはTTPIから分離する動きがあり、かつ、ボナベについては3カ月前から日本人により操船されているのでトラックを対象に協力してもらいたい。(あとでパラオを最初に対象とし将来他地区に拡大することです承)

なお協力期間については5カ年間位のプロジェクトを望みたいと考えていたが貴方のいわれたようにTTPIの委任統治期間内を目安とすることに異議はない。

3. 今度のmissionは全員6名であるが、3名は既にパラオに向っており、261型FRP漁船の備品目録と現状の相違をチェック、船用品の有効期限にきたもののチェック、日本人が乗船して操業する場合の必要機材リスト造りを行うことになっている。現地には4隻の漁船がいるが、どの船がプロジェクトの使用漁船となるかパラオと連絡してもらいたい。これに対しOchapmanは第一候補はマーシャルに渡す船になると思うかと述べ、直ちにパラオに電話を入れたが通せず、後で話し明日確認して知らせる旨述べた。またOchapmanは日本人専門家が7名同一漁船に乗船するよりも、他に指導を受けねばならぬこともあり、分散した方がよいのではないかとの質問に対し日本側は今度のプロジェクトの目的はFRP漁船が技術的に操船可能であることのみならず、採算性をテストすることでありそのためには操業形態の改善を図ることが緊急事項であり、年間を通じてこの船が抱えている多岐に亘る問題を操業面、管理面からチェックする必要がある旨述べた。

また一船に集中して年間を通じ操業試験を行うことが目的であっても、プロジェクトに予猶ができた時には他の船に乗船して指導するのにやぶさかではない。ただ沖縄、韓国からの船員が指導的立場で乗船している場合には、これらの人達に特別の配慮が必要になり十分な指導が難しい旨述べたところTTPIから沖縄、韓国人はバンキャンプ所属船に集中的に乗船しており心配ないし、また乗っている船の指導は頼むことがないようにする旨返答があった。またOchapmanは7人の日本人専門家は漁業技術のみならず、経営の管理改善の知識をもった者であることがいることが必要である旨要請したのに対し日本側から専門家は餌料の蓄養、漁撈技術の指導のみならずカツオ漁業の経営までを含めて総てを指導するに足りる経験者である旨述べた。

更にアメリカ市況の最近の値下りは水銀含有量問題に端を発しており、バンキャンプも採算が厳しくなっているのでパラオから撤退することも考えられ、この場合カツオを原料としている節工場等に魚を供給する必要がある、TTPIはこのような事態をも想定して漁業振興に力を入れている旨述べた。

4. 以上の基本的話し合いを行った後、わが方から提出したR.D原案の遂条審議に入り、TTPIより次のコメントがあった。

I のマスタープランについては(1)項にあるパラオ諸島の表現を消して他地区からの圧力を回避し、実際にはパラオからはじめるようにしてもらいたい。

II の日本人専門家の派遣については別に問題はないと思う。

III の機材、機具の準備については如何なるものを幾何の価格でどの位準備しているかを明示してもらいたい。

IV の日本におけるマイクロネシア人の訓練についての(2)項でマイクロネシア人に義務を課すことはできないかもしれない。規則は造れるかも知れないが、規則を造っても逃げる者をひきもどすことは問題であり、これはモラルの問題として解決せざるを得ないと思われる。

V の T T P I 政府による便宜供与については次のとおり

I - (1) 項のマイクロネシアのカウンターパートになる人はどのような経歴の者を考えているか。教育レベル等について条件があるのかとの質問に対し日本側からこれらの人は訓練修了後、他のマイクロネシアの漁船の指導者になるような人を選択してもらいたいこと。

なお日本に研修に来た人達等は十分対象になることを返答した。

I - (3) 項の漁港のスペース、餌料採取後の利用は問題ない。

(4) 項の機材、機具等については現在 3 人の専門家がパラオに行きチェックしている由であるが、サイパンに再度来て協議する時には明示するようにしておいてもらいたい。車はパラオには少いので用意することは難しいが、その他は問題ない。あとで日本側は機械機具の内容を更に限定して説明した T T P I 側は機械運搬車の確保が可能である旨述べた。

2 - (1) 項の生命保険についてはマイクロネシア人には一般に適用例がないと思うが日本人についてはどのような取扱いが可能かは考えてみる旨述べた。

2 - (2) 項の installation は若し日本から技術者をよびその費用を払う必要があることを意味するなら問題である。と述べあとで日本側からこれはローカルコストのみを意味することを説明し了解した。

2 - (4) 項の必要経費については内容を詳細に明示してもらいたいと述べた。あとで日本側からこの項は 2 - (1) と統合し内容を説明する旨述べ了解した。

VI のプロジェクトの行正責任事項については T T P I の在サイパン本部とパラオ支庁との責任の分担について検討する旨 Chapman より説明があった。

VII の免責条項については問題ない。

VIII の両国の話し合いについても問題ない。

IX の協力期間についても問題ない。(あとで日本側よりプロジェクト開始日を最初の日本人専門家到着日と改める旨説明し了解した)

以上で明日は T T P I 側から提案のあったパラオ側計画と本計画を検討することとした。

第 2 回 会 議

1. 日 時 昭和52年12月13日(火) 0830~1245
2. 場 所
3. 出 席 者 第1回会議と同じ
4. 内 容

FRP舷の選択とTTP I側のRDサイン者

Chapmanから発言あり、F.R.P漁船についてはバラオと話した結果第一候補としてマーシャルに渡す予定であったレイジャービルをとり、だめなら第二候補としてバラオ在のガランガップをとりたい旨説明があった。

R.DのTTP I側のサインについては在サイバントTP I高等弁務官がこれを行うこと(あとで資源局長に変更された。)これにより実質的にはUS政府が本件と合意した意味をもつことになるとの説明がChapmanよりあった。

TTP Iと日本側計画についての両者を調和する検討

1. 第一のプロジェクトはバラオのカツオ漁艇主組合が主体となり、2人の専門家を雇い、5人のバラオ人が組んで主としてエンジンの修理、漁撈の指導漁業の管理の指導を20~40t程度の漁船12隻を対象に行い、バラオのカツオ漁業を改善することを期待したものであるが、このプロジェクトは日本側のマスタープランの主目的により十分達成されるものである。

なぜなら日本人専門家が実施する漁船に乗り組むミクロネシア側のカウンターパートは大部分がバラオ人であるからその理由はバラオ地区以外の地区の漁業環境、漁業実態がバラオを異っており、バラオに来て指導を受けてもあまり役に立たないからである。従って他地区に対しての漁業指導は1979年以降実施してもらいたいこと。なおこのことは政治的理由から大切でありR/Dに明記しておきたいとの発言があり、日本側も異議ない旨発言した。

なおChapmanより、日本のプロジェクトのFRP舷には必要に応じ短期間TTP I政府の職員も2名程度乗船出来るよう配慮してもらいたい旨発言があり日本側はこれを了承した。

2. 第二のプロジェクトはカツオ漁業者の訓練育成であるが、これは26tFRPボートを1隻TTP I政府が借り上げ、3カ月毎に10人の乗組員を育成する予定であった。

しかし日本側のプロジェクトの結果が判明するまで延期し、カツオ一本釣漁業が充分採算に合う漁業であることが実証されてから実施したい旨Chapmanより説明があった。

またもし日本人専門家の操業試験が失敗すれば、若年魚の混りや設備投資の大きさ、高

度の技術の必要性等の問題があってもまき網によるカツオ漁業が検討されることになろうと述べた。

3. 第3の餌料魚の漁場開発プロジェクトは現在バンキャンプ所属のカツオ漁船が餌料を漁獲している水域は基地から1時間程度の狭い水域であり、他の水域でエコーカウンダーを使いどれ位の資源量があるか灯火による集魚によりどれ位の魚群が集ってくるかを試験するもので、本格的に実施するなら1人の専門家がかりきりになることが必要であるが、餌の育成のプロジェクトに高いプライオリティを与える積りなのでそれが成功した後に推進しようと思っている。ただ日本側のプロジェクトの予算には灯船とエコーサウンダーを準備しているので餌魚の育成のかたわらこのプロジェクトにも協力できると考えている旨日本側より説明した。

4. 第4の蓄養のプロジェクトは日本人の蓄養専門家が活用できるのならそれを指導者とし、全員8名で実施したいと考えている。デザイナー、エコノミストの専門家が短期に加わることを考えたが、これも日本人専門家がこなさなければ有難たい。この実施には生簀のほか、バンキャンプの50t程度中古漁船の購入を私の段階で考えている。(ただ公けになっていないのでバンキャンプには云わないで欲しい。)

この予算として6万USドルを支出することになっているが、詳細についてはチームリーダーとなる植松と話して決めたい。もしこの計画が成功すればバンキャンプや漁師の捕獲する餌魚に対しても蓄養の義務を課すことにしたいし、そのための規則も造ろうと思っている。またこのプロジェクトの餌魚は他のカツオ漁船に分けてやって蓄養の必要性をPRしたい。

5. 第5のプロジェクトは外国漁船の操業へのサポートであり、カツオ一本釣以外の漁業即ちまき網とは 縄を主対象にしているので日本のプロジェクトとは直接関係ないと述べ、まき網漁業は小型魚も含めて獲るので資源保護上問題があること漁場はパプアニューギニアに近い特定水域に限られていることを日本側から指摘したのに対し、Chapmanは小型魚混獲の問題は知っておるし、パラオの近海は産卵物に近いようであると考えているし、パプア、ニューギニアに近いところでまき網船が操業しているのも知っているとして述べた。ただカツオ一本釣が商業採算にどうしてもものらないということが分れば資源問題があっても、パラオの漁民に操業してはいけないとは云えないのでその時は国際的にも了解をとりつけて許可せざるを得ないと述べどの程度小型魚を混獲しているかデータがあったら見せてほしいとの発言したのでわが方は協力することを約束した。

延縄については、パラオでは餌料が豊富であるのでカツオ一本釣漁業成立の可能性が

が強いがその他の地区では漁業の状況が全く違い、たとえばトラックではマグロ延縄を操業したい希望が強く、まぐろ延縄についてはトンガで現住民のみで既に操業しているケースもあり、技術指導を行って欲しい。旨述べた。またT T P Iには入漁料をとって外国船を入れればよいとの意見が強いが、土地の人達に漁業に参加させることが大切であるとの発言に対し日本側は発言もつともであるが、延縄漁業は労働荷重になり、現在日本、韓国、台湾以外の国では定着し難い状況であること。またマグロ漁業の合併は、この業界が中小規模の企業で成立っているため難かしい状態であることを説明した。

6. 第6のバラオ港の調査はここに石油中径港を造った場合に生ずる水質汚濁等の影響を事前に把握しようとするものであり、日本のプロジェクトとは直接関係ないので省略することとした。餌魚採捕場及び蓄養場に影響を与えるかもしれないのでその点について日本のプロジェクトを通じ必要があると考えられる。

以上の通り、両国の計画は矛盾することなく調整できることが解った。

第 3 回 会 議

日 時 昭和52年12月14日 0940~1230
場 所 } 第2回会議に同じ
出 席 者
内 容

本日の会議は第1回、2回会議で未だ解決されていないT T P I側の予算措置について行われた。

1. 先づV. T T P I政府が供与する施設機材機具類が討議された。日本側から鮮魚を扱うので氷、冷凍冷蔵施設が必要であるが対応手段があるか否か若しなければ冷凍、製氷コンテナを買ってもらいたい旨述べた。これに対し漁船に積む氷は漁業協同組合が6t/1日の製氷施設をもっているので心配ないと思うが、若し足りない時にはバンキャンプから補給すること。ただ氷はキューブアイスで小さなものであり早く融ける欠点があるが、1日航海なら接触面積からはかえって冷却能力は増加すると思うこと。キューブアイスが不適当ならバンキャンプからブロックアイスを購入するとの説明があった。

これに対しカツオは直ぐ売れるからよいが、カツオ以外の魚についてはマーケティングの困難さの問題がありそのためにプロジェクト独自の冷結保蔵施設をもつ必要があると述べたところ、現在漁業協同組合は毎月10~20tの魚をグアムに売っている。魚はすべて組合で販売させることにし日本のプロジェクトは漁獲物の陸上げ時点で終るようにしたらいのではないかという説明があった。

ただ魚の鮮度と積出し等についてのアドバイスは是非受けたいこと。また組合では冷凍、冷蔵庫の施設を計画しているので、これが完成すれば-30℃~-40℃の冷凍、冷蔵は可能になること。パラオでは浅海の魚が殆んどで、また曳縄ではあまり漁獲がなく、他の漁法をも開発したいと思っていることの説明があった。

2. 車については日本車が来るまでT T P Iで配慮してもらいたい旨述べたところ、専用につけることができると思われるが、MRHAMNERと相談して決めたいとのことであった。

3. 事務所、漁具倉庫については現在バンキャンプの近くにFish Authority marine Resourcesのあるところがよいか、また5分位のところにあるM M D Oがよいかは植松と相談してサイパン帰カン時に提案してほしいとの発言があった。

4. 餌料魚を獲る漁場については、既に開放され現在操業されている海域は open になっているが他の場所を使うときには地元の了解をとる必要があるかもしれないが問題はないと考えるとの発言があった。
5. 宿舍については家賃が高いし、また見付からないのが現状である。MMDO (ミクロネシアマリカルチャーデモストレート、センターが14人宿泊できる部屋をもっているが、いずれにしても家族の問題もあるので植松と話してどの位の家がどの程度必要かはサイパン帰カン時に提示することとした。
6. V. 2. (1)の生命保険についてはTTP Iの職員はカバーされているが日本の専門家はカバーできないのでグループ事故保険のようなものを考えてはどうかとの提案があり植松氏と相談、更につめたいと返答した。
7. V. 2. (2)の installationについてはローカルコスト部分であることを明記することとした。又(4)は(1)のオペレーションコストに一括することとした。
8. また日本で最近使用されている極めて良質の船底塗料、船の底に付ける鉛板等はこちらでは手に入りにくいので日本からの機材の中に入れて欲しい旨要請があった。
9. 漁獲した魚の売上金はどのように処置したらよいか Chapman の発言に日本側は売上金はTTP I政府の中に納入し、計画に必要な金はそれと無関係に一年分すべて予算に計上するのが最も安全な方法と考えると返答したところ、プロジェクトを強力的に運営するには4カ月分の予算を要求し、その後は漁獲に頼るという方法をとれば、その金の用途はリボルビングファンドとしてプロジェクトマネージャーが可成り自由に使ってよいということになり、運営が効率的であると考え、とのことでこれについては実質的にプロジェクトを遂行する責任者である植松氏と相談し至急Chapmanに連絡することとした。
(植松氏は6ヶ月分を主張)
10. Annex IIの特権免除の項1の外国から送金を受ける生活費に対しての所得税はパラオにて3%取られることになるとの発言に対し日本側はこの項は規則上譲ることはできないと述べ万一の場合は一度税金をとって別途その額を返済するよう処置してはどうかとの提案がChapmanより行われた。
11. また3の医料費のサービスについてはV(6)の次に(7)として入れることとした。

第 4 回 会 議

日 時 昭和52年12月15日 1300~1500

場 所 パラオ地区水産資源部長室

出 席 者 TOSHIRO PAULES

藤 波、 菅 野、 長 峯、 植 松、 正 井

加 藤、 宮 下

内 容

藤波団長がPAULESに今度来訪した目的を述べR.D.原案を一部渡し、原案を読みながら説明する。終了後サイパンにて問題があると考えられた事項を順次質問したが、その概況は次のとおり。

1. 住宅については確保が難しい。MMDO(養殖センター)に外国人交換研究者のための寮(1室2名用5室)があるが、長期滞在に供すると本来の目的が達せられなくなるので民間の貸住宅を考える必要があると考えるし、今後検討することとしたい。何とかなるであろう。
2. 事務所、機材倉庫はMMDOを使ってもよいが、遠距離で不便である。現在漁連が使用している倉庫を改善して使う方がよいと思う。小さくて大切な機材は倉庫の中にコンテナを備えて、この中に入れた方が防犯上よいであろう。事務所は現在FISH AUTHORITYの使用している部屋をあけるので使ってもらいたい。
3. 氷は9t/dayの製造能力を漁連冷蔵施設がもっているが、小型氷しか造れないので、今度の目的に適さないのであれば、バンキャンプから大型氷を漁連が買って供給するように交渉してもよい。
4. 日本人専門家のカウンターパートについてどのような学歴、経験の人を考えるかという質問に対しわが方は将来漁業指導者になる素質を備えた人なら学歴等にはこだわらないと述べたところ先方は相当優秀な候補者を考えているのでまかしてもらいたいと述べた。
5. 訓練指導に対する習慣で日本とミクロネシア間に存在するかもしれぬ相違点について質問したところ、特定の人に対し大衆の面前で大きな声で怒ったり、叩いたりするということは甚しく自尊心を傷けること、また余り文句ばかりと云うと、本人がやる気を無くしてしまう傾向のあることを指摘された。但し、同じ村から出てきた人のグループで、その村

から出てきた人のグループで、その村から出てきた指導者が怒るような場合なら問題はないと附言した。

またミクロネシア人は表情をあまり外に出さないので、訓練を受ける人達の気持ちを察して指導すればよくついでゆくと説明があった。

6. パラオの6つの漁業開発計画は主としてOchapmanが計画したもので、特に餌料魚の蓄養計画は極めて大切で、第一に進めて行ってもらいたいとのことであった。
7. 強制循環ポンプ取付けの際船の小修理が必要になるが溶接工、大工等で腕の優れた職人がいるかとの質問に対し、バンキャンプ、ドックヤード、その他にいるから大丈夫であるとのことであった。
8. 機材等の到着時期について質問を受けたが、4月上、中旬頃になることを期待している旨を述べた。また機材の税については全く問題ない旨説明があった。

第 5 回 会 議

日 時 昭和32年12月16日 0950~1200
場 所 在パラオミクロネシア養殖研究所 会議室
出 席 者 HASHIDA 漁連会長、NANCY WONG パラオ地区 FISH AUTHORITY
支配人 HAMNER 養殖研究所々長 MITCHELL バンキャンプ支配人
PAULES パラオ地区水産主任
藤波以下調査団全員

内 容

藤波団長より日本側協力計画、ミクロネシア、パラオ地区計画の概算を説明しサイパンでの協議パラオでのこれまでの話し合いを混ぜながら問題点を指摘、協議の議題に供し討論に入った。

1. PAULES がバンキャンプ支配人に漁連にある氷は小型なので大型の氷を提供してくれるように述べたところ、バンキャンプは300ポンドの角氷100個を日産する能力がありバンキャンプから氷の供給をうけている。他の漁船と全く同様に氷を供給する用意のあること氷不足で困難が生じることは現状においては考えられないとの説明があった。
2. PAULES が今度の日本側協力の目的は多岐に亘っておるが、餌料の蓄養を第一順位にして進めたら如何との発言に対し、MITCHELL 支配人は現在操業している漁船の結果からみると餌料は短時間で死滅することもあるが、時には4~5日生きていることもあり、餌料の取扱いを改善し魚体を傷けないようにすれば相当の成果が挙るのではないかと述べ、むしろ問題は使用船の高船価、ミクロネシア人の労働習慣等とあるのではないかと指摘した。
3. 日本側が実施しようとしている26tFRP漁船の採算性について稼働計画については支配人は、このような高価な新船を使って実施することに問題があるのではないかと、中古の適格船を使ってやる方が遙かに採算に合うと思われるがとの意見を述べた。
4. 漁連会長より日本側の協力を謝し、できるだけの協力をしたい旨の発言があった。

第 6 回 会 議

日 時 昭和52年12月19日 10.15～16.15

場 所 サイパン高等弁務官府海洋資源部長室

出席者 ALAN B CHAPMAN

藤波、菅野、植松、長峯、正井

内 容

1. 藤波団長からバラオで得た情報に基き事務所、倉庫の設置計画について説明、宿舎について説明、宿舎については2～3の候補があること、日本人専門家の中で妻子を同伴する可能性がある者は2名であるが、最初の2～3カ月は単身で赴任し、若し生活環境が整っていれば呼び寄せることになると思われるので妻帯者用2軒、独身者用1軒計3軒の住宅を用意してほしいと述べた。
2. 氷は漁速で造っているものが小粒であり、直ぐとけるので不経済であり、また鮮度保持にも問題がある旨発言した。CHAPMANの説明によるとマイクロネシアではデッキ両側にある小型ハッチに小粒の氷を入れておき、魚が獲れたら、この中に海水を注入して漁獲物を水氷にして持ち帰るが、航海が4時間位なので鮮度良好であり、先づこの小型氷でテストをしてもらいたく、その結果が悪い時には、バンキャンプから角氷を購入するか新たな製氷所設置計画を進めなければならないと考えるとのことであった。これに対し我が方はテストを十分に行ってみるが少くとも氷の全量の $\frac{1}{3}$ 位は大型氷にする必要があると考える旨述べた。
3. 今回のプロジェクトの主体をなすかつお一本釣漁業のデモンストレーションの運営予算はマイクロネシアの負担となるのでその内容に関し質問があったので別添の表を提示し支出2,750万円、収入2,300万円を見込んでいるが当初の準備がおくれることも考えられるし純粋な商業活動以外に訓練、蓄養業務があるので本来なら収入、予算を考えずに運営費の全額3,000万円を組み、収入は別に国庫に入れるのがよいと考えるがそれが不可能であれば少くとも6カ月分の運営費1,500万円を確保してもらいたいと要求した。
これに対しCHAPMANは推定年間漁獲量を200トン、300トン、400トンの三本建てで計算し、夫々の場合にどのような収支になるかを推計し、最悪の漁獲量200トンの場合に不足する運営費をマイクロネシア側の予算に組み込みたい旨説明しわが方もこれに合意した。
4. 労働時間については日本が270日操業を規準と考えている旨述べたところ、CHAPMAN

はミクロネシア人は毎週金曜の夕方から日曜の夕方まで休むのが通例であり、冠婚葬祭等のために習慣的に必要とされる休日をも併せ考えるとミクロネシア側の乗組員は日本側の予定している7名を連続して就業させることは難しく2交替として14人確保しておく必要があるのではないかと述べた。またFRP船のリースの条件として240日稼働を要求しているが、これだけ稼働しうるか否かは疑問でありパンキャンプのデータによると、最も漁獲のよい5月に17日、6月に19日操業であり、日本側で予定している1か月28日操業には無理があるとの説明があった。

CHAPMANからミクロネシア側の予算を減少する方法がないかとの質問があったので、それならば一隻のFRP船を対象として3、4ヶ月のデモンストレーションを行いその後6人の日本人専門家を民間操業の3船に2人ずつ分乗させて指導するのが案であると説明したがCHAPMANはこのFRP漁船が効果的操業を行うことができるか否か年間を通じてテストしてみたいとの希望を述べ、またこの漁業が経済的にどうしてもペイしないということが立証されればカツオー本釣以外の漁業の振興を計りたいとの意向を述べた。

また年間操業を前提として予算をできるだけ切詰め、節約できるものはできるだけ節約したいとの考えを明かにした。

6. このプロジェクトの運営方式についてはプロジェクト、マネージャーにCHAPMANとなり、漁業のデモンストレーションのCoマネージャーに植松、PAULESの両人になるのが適当ではなからうかとの意向が双方より述べられた。

7. 日本側は専門家の住居借料はT.T.P.I側が支払うこと、また生命保険については各専門家1,000万円を掛けてもらいたい旨申し入れた。

(生命保険についてはT.T.P.Iには適当なものがないことがあとで分かったので日本側はこの要求をとりさげた)

8. プロジェクトに使用する漁船レジャービルを購入時の状態に復帰させるためT.T.P.Iが支出する予算の内容、日本側が新たにこの漁船に取付ける材料予算の内容をレジャービルの運航計画、推定漁獲金額、収支概算等について更につめを行うことに双方同意した。

第 7 回 会 議

日 時 昭和52年12月20日 08.40～17.30
場 所 第6回会議に同じ
出 席 者
内 容

CHAPMANより今迄の討論に基づいて作製した予算及びミクロネシア側が修正を加えたR.D.の説明があり特に次の点が問題となった。

1. 日本側がパラオでレジャービルの備品等を調査した結果を(i)紛失しているもの(ii)存在しているが有効期間が経過したり錆びついたり、整理不良のため使用できぬもの(iii)存在しており且つ使用に耐えるものの3つに分類して提示し、特にエンジン及びこれに付属する機械類のmaintenanceに要する工具類は20～30万円の価格のものであるが、整理されておらず数百品目からなるこれらの工具が入り混って箱の中に投げこまれており、どの機械に使用されるものか不明の状態になっており、紛失しているもの錆びて使用不能のもの、使用が可能であるか否か不解なもの等を含めて日本側としては出来れば一括新品を購入することを望む旨述べた。
2. レジャービルのアンカーが一つ紛失していることが日本側より指摘されたが、T.T.P.I政府は現在プロペラ2個、水中灯4個、集魚電球2ダース、防水コンセント付電線30m、2ケース、96kgアンカー6個、モーター付サクシヨンポンプ1セット、アンカーチェーン $\frac{1}{2}$ 30m3セット等約8,000ドル相当の予備品をもっているので補充出来る旨CHAPMANが述べた。
3. 公用車のガソリン(年間12万円程度)、事務用品等併せて1,000ドルしか計上されていないのは、Report類を出す必要も考えると不足することが明らかであることが日本側より指摘され、他の予算費目から流用することが可能な旨、CHAPMANより説明があった。また灯船の燃料についても十分考慮に入れるよう日本側より要望した。
4. CHAPMANから日本側、T.T.P.I側双方の供出すべき機材について「その他」の金額が多すぎるので、内容を示してもらいたい旨要求があり日本側はこれに応じる旨述べた。
5. CHAPMANは派遣された日本人専門家が1カ月毎に業務日誌、4カ月毎に業務を分析検討した報告書の提出をすることを期待していること、このプロジェクトの経済性分析を

行い必要性から、日本から短期の経済分析専門家を派遣してもらいたいこと等を述べた。

なお日本にこのプロジェクトをバックアップする小人数の委員会のようなものを設けてもらえば幸であると述べた。

またCHAPMANは本プロジェクトの報告書はT T P I 側が了承しないかぎり日本政府及びT T P I 行政機構内部だけに配布し、外部に資料が洩れることを避けたいと述べた。その理由はもしかつお一本釣漁業に将来性がないような結果が出た場合にはそれを直ちに公表することが適当か否か疑問と考えるからであるとの説明があった。

6. 日本人専門家が漁業専門技術を中心として編成されているため庶務的な事項に関する意志の伝達力に欠け、また報告書の作成等にも困難がありうるので語学能力があり且つ事務能力のある者をCoordinator又はLiaison officerとして置く必要があるのではないかとこの点が双方より指摘され、これに対しJ I C Aが必要に応じて短期又は長期のCoordinatorをつけるか、或は植松のcounter partに日本語の出来る者をミクロネシア側をつけることが好ましいとの結論を得た。ただしミクロネシアの青年層には日本語の分るスタッフがなく植松のcounter partに目下内定しているMr. RECHEBEIは日本語はできない。(夫人は日本人2世であるので日本語はよくできる由)とのことであった。日本側はJ I C AからのCoordinatorについてはJ I C Aが人員不足のため極めて難しい状況にあるが検討することを約した。
7. パラオ以外の漁民から希望があった場合協力範囲を拡大してもらいたいとの要望があったが、日本側は今度の協力の目的から考え当然であるとの見地から余力がある場合にはこれに応ずる用意のある旨述べた。
8. 給料に対する所得税についてはミクロネシア側の法令の中に3%課税するとの規定がありこれを避けられぬ場合には課税分を返済するという事で話し合いがついた。

第 8 回 会 議

日 時 昭和52年12月21日 10.00～12.30

場 所

第7回会議に同じ

出 席 者

内 容

1. 昨日までの討議に基づき R.D.の最終原案を作成することになったが T T P I 側の要望により日本原案で Annex としたものを全部本文中に入れて成文化することとした。
2. T T P I 政府と云う表現は T T P I が一般の政府と性格が異なるという理由から、政府と云う表現を削除することとした。
3. 日本人専門家の宿舎については2家族を含む3軒の家を T T P I 側で用意することを確認した。一方専門家の生命保険については T T P I に適当なものが見当らぬため日本側で負担してもらいたい旨 T T P I 側から要望があった。
また医療保険については、T T P I 政府職員もすべて実費を自ら支払っており、医療費は極めて安いので T T P I 政府職員と同様に自ら支弁してもらいたいこと、但し T T P I 内で治療困難な場合には無料で最寄りの米国施設（カム、ハワイ等）で治療する制度が T T P I 政府職員に適用されているので日本人専門家にもこれと同じ取扱いをしたい旨 CHAPMAN より説明があった。
4. R D がサインされた日からという現文の表現を前例にしたが最初の専門家が T T P I 側に到着した日からとした。

第 9 回 会 議

日 時 昭和 5 2 年 1 2 月 2 2 日 1 0 . 3 0 ~ 1 2 . 3 0
場 所 第 8 回 会 議 に 同 じ
出 席 者
内 容

1. 日本側より R.D. にサインしたあとの手続きについて説明し、T T P I から日本側に提出すべき機材等要請文書について英文原稿を造り CHAPMAN に手渡し、この原稿通りでよいか東京に帰り確めた上で連絡するので、この連絡をうけ次第 T T P I 側が可急的速かに在東京アメリカ大使館を通じ日本側外務省に機材等の要請をしてもらいたい旨述べた。
2. サインを行うため T T P I 側で作製した R.D. 最終案を双方で検討し、T T P I 側の部内手続きが未完了のため取敢ず日本側だけサインし、T T P I 側のサインが終わったら直ちに空港に届けるということにした。その後 CHAPMAN が空港に来訪し、未だサインできないが明日必ずサインを行い航空便にて送るから了解してほしい旨告げた。

備 考

1. クリスマス及び年末年始の休日等に防げられて T T P I 側がサインした R.D. の到着は遅れているが、T T P I 側から日本に提出すべき機材等要請の英文原稿は現地においてきたものを多少修正する必要が生じたので日本で修正案を作成昭和 5 2 年 1 2 月 2 8 日 CHAPMAN 宛てに航空便で郵送した。
2. 予測されるプロジェクト実施日程は 2 月上旬より約 3 0 日間植松氏ほか 1 名の専門家とがパラオに赴き、2 月末日本に帰りチームを編成して 3 月末から 1 カ年間に亘り実施される。
3. サインされた R.D. は 1 月 1 3 日 T T P I から郵送され、1 月 1 8 日、日本側は受理したので 1 月 2 1 日緊急に報告会を開催した。

パラオ島における関連調査報告

期間 昭和52年12月12日から昭和52年12月16日まで

12月12日(月) 0.830サイパン発 11.00パラオ着

13.00からMARINE RESOURCESのTOSHRO-PAULIS氏を表敬訪問し、今回の調査団の目的等を説明した後必要事項について聴取した内容の概略は次のとおりである。

1. 在パラオ島のFRP船について

ANGARAP, GARANGAB, KARANGAPH, LEJABILの4隻であり、ANGARAP及びKARANGAPHは1978年の賃貸契約が締結済みであり、GARANGABは1978年の賃貸契約は成立しておらず、残るLEJABILはマーシャル向けの予定である。従って、1978年～1979年に日本側デモンストレーション及びトレーニング船として使用できるFRP船は上記4隻の内GARANGAB又はLEJABIL2隻のいずれか1隻であるが、T.T政府担当者CHAPMAN氏とPAULIS氏の間で調整することとなった。

なお、当該FRP船の諸種の決定権はCHAPMAN氏に委ねられているが、デモンストレーション等の運用及び陸上における必要関連施設等の活用については、PAULIS氏の判断でやる事で両者間で調整済みの旨PAULIS氏が述べた。

2. その他(PAULIS氏談)

(1) デモンストレーション等に使用するFRP船を日本側が改造し、その操業結果を見て良好であれば、他船にも当該FRP船と同程度の改造をT.T政府負担で今後実施する計画である。

(2) 餌場の確保はMARINE RESOURCESの責任で、デモンストレーション等の運行に支障のないよう取り図らう。

(3) 定置網の設置については、地元民の既成権利との競合も考えられるが餌の採捕目的で設置するものであれば、関係住民との調整はMARINE RESOURCESが当たる。

(4) 情報

ア. 大洋漁業株式会社傘下の沖縄船4隻は来年3月まで休漁

イ. 現在のところ59トン型韓国船6隻がVANCANP社と売魚契約の上操業である。

ウ. 韓国船1隻1操業当たりの活餌の持高は100～150バケツ程度であり、いづれも新餌である。

エ. パラオ島における餌料魚蓄養は日本の水産資源開発センターの初鳥丸の試験操業のみであるので、今回のかつお一本釣りと一緒にとなった餌料魚蓄養に期待している。

オ. 現状のFRP船で活餌をカメに入れた場合はせいぜい10バケツ程度と思う。

カ. 在パラオのFRP船4隻は多かれ少なかれ取り扱い未熟の現地人が操作しているの

で、引き渡し時点から見るとかなりの不調又は不良部があると思われるので出来ればデモンストレーション船以外も診断してほしい。

なお、FRP船4隻の内2隻（ANGARAP及びGARANGAB）は、エンジン部の管理不十分のため浸水があった模様である。

12月13日（火）

前日から懸案事項となっていたデモンストレーション船の対象船の1隻であるGARANGABの現在の使用者KUNIWO NAKAMURA氏と0800に面談すべくPAULIS氏を訪ねるも不在の為、KUNIWO NAKAMURA氏の事務所へ行ったが同氏も不在の為港湾視察

0900

VANCANP社のMICHEL氏と面談、聴取した情報の概略は次のとおりである。

1. 氷、燃油等の供給は、T.T政府の責任において支払いが行われれば可能である。又無線ラジオ（SSB）の施設もあるので、FRP船に同装置を設置すれば、それらの便宜供与も可能である。
2. 日本チームに同社の空宿舎の賃貸の可能性について打診したところ、韓国船のマネージャーからも同主旨の申し入れがあるので、その調整も含め今後検討するが、若し可能な場合は、日本チームに貸与する方がVANCANP社としては好ましい旨の発言があった。
3. デモンストレーション船の運用について、自分の経験（MICHEL氏はT.T政府CHAPMAN氏の前任者）から推してと、前置きし、
 - ① 当該FRP船の運航等については、植松氏の計画に添って行うべきである。
 - ② T.T政府側の計画変更等の強要は避ける様事前に両者間で確認すべきである等の助言を得た。
4. 本年におけるVANCANP社契約の日本、韓国船の水揚げ実績から見ると盛漁期が若干早まって来ている傾向にある。
5. VANCANP社の契約船のほか、本年は日本のまき網船（大倉漁業株式会社）から1,100トン程度のかつおを買取った。

1000

KUNIWO NAKAMURA氏（GARANGABの使用者）と面談、当該FRP船の今後の取扱いについては次のとおりである。

前日のPAULIS氏の談に基づき、TOSHIRO PAULIS氏からGARANGABをデモンストレーション船に使用する事の可否をNAKAMURA氏に打診したところ、今年の水揚げ実績は芳しくなく、借財もかなり多額になっているので来年に期待をかけている故に1978年の正式契約が未結であるといえどもデモンストレーション船として返

船することは無理であり、T.T政府も強要しないと思っている旨述べた。

以上の経緯から PAULIS 氏と相談の結果、パラオでのデモンストレーション対象船は必然的に LEJABIL が最も可能性があるとの判断に立ち、この結果を PAULIS 氏から CHAPMAN 氏に上申することを依頼し、同船の実状調査に集中することが、最も効果的であるものと考え調査した結果の概略は次のとおりである。

1 1.00～1 1.30 及び 1 2.30～1 7.00

1. LEJABIL の補機 (3 T L - E C) は、起動電動機が焼損しているため起動しないため、他船 (ANGARAP) の起動電動機を借用し、バッテリー充電等を併せ試験運転をした結果発電機は作動するも発電不能である。
2. 主機関の発停テスト及び無負荷運転における状態を調査し、遠隔装置等をチェックした結果それらの細部で数種の不良部が判明したので、それぞれ修正を行なった。
3. 燃料の現在量を確認のため測深管のキャップを開くも固っており、事情を聞いたところ、LEJABIL についてはパラオ到着後測深したこともなく、その計量法も判らない状態であり、その取扱いについて関係者に説明後何とか開栓し計量の結果左右両タンクの燃油は 0 であったので MARINE RESOURCES 負担で 90 ガロンの燃油を補給した。

1 2月14日 (水)

0 8.00～1 8.00

前日に引き続き LEJABIL の船体、機関、織装品、機器類、属具備品等の総合チェックを行った結果の概略は次のとおりである。

1. 発電機を再度テストするも依然として発電しないため、電気関係の技術者を探したところ、千葉県勝山水産高校出身の電気技師石井氏が現地会社に駐在している旨の情報を得たので発電機の調査を依頼した。
2. 石井技師の調査の結果整流器が不調との判断であったので、ANGALAP から借用してテストするも発電せず。
3. 空気圧縮機の運転及び充気試験を行ったところ、パラオ着後その種の試運転、メンテナンスが行われていないため各部に若干の着状態があったので修理した結果良態となった。
4. 属具備品のチェックを行ったが、散乱、発錆、盗難等による欠品が多く、今回の調査期間内での整理、完全チェックは困難であった。
5. 本日藤波団長以下、全団員がパラオに到着するので、海上における諸試験を実施する予定であったが、前記発電機作動が不可能なため、係留運転に留め各部の調査、修正を実施した結果、220 V 及び 100 V の電源を必要としないものについては海上試運転可能な状態まで確認できた。
6. 主機付ビルジポンプ不調でビルジが多く、同ポンプを点検したところ、機関室内に捨て

られたマッチ棒が吸入弁に噛んでおり、吸引不良の原因となっていた。このような状態は極めて初歩的な問題であり原地関係者に説明指導し復旧した。

7. 操舵機系統を調査した結果、舵角指示器、発信器に不調部分があったが、操舵は可能である。

12月15日(木)

10.30～11.20

1. 海上試験のため調査団全員乗船後出航(軽荷状態)、各種テストの結果は次のとおりである。

- | | |
|-------------|----|
| (1) 操舵試験 | 良態 |
| (2) 旋回 " | " |
| (3) 主機関発停 " | " |
| (4) 前後進 " | " |
| (5) 主機警報 " | " |
| (6) 水 " | " |
| (7) 航走 " | " |

主機最大負荷状態

- | | |
|-----------------------------|-----------------------------|
| (1) 回転数 | 1350 RPM |
| (2) 排気温度(C) | 390° |
| (3) 圧力(kg/cm ²) | SW 0.3 LO 2.5 CLD 1.2 |

(注) 新造時におけるLEJABILのデータは

- | | | |
|------|---------|----------|
| 回転数 | 110%負荷で | 1497 RPM |
| 排気温度 | " | 平均300℃ |

上表の回転数、排気温度から推定すれば、船底は極度の汚れ(海草、貝がら等の附着)による異常抵抗が予測され、又スクリューの損傷の有無をなるべく早期に上架し確認する必要がある。

2. 13.00

MARINE RESOURCESにてミーティングと併行して発電機の調査

ANGARAPからトランスボックスを借用し、LEJABILのそれと交換の後テストを行ったが発電せず。

前日からの石井技師の調査結果によれば、発電機本体が腐蝕かミスハンドリングではないかと推察され、結局発電機本体を交換するか解体修理しか方法はなく、解体修理は原地事情から無理と判断せざるを得ない。

3. 15:30

パオ政庁表敬訪問（藤波団長ほか3名）

その間加藤、植松両氏はLEJABILの改造、増設工事について、現場検時及び採寸を行った。

12月16日

08:00～12:00

1. 造船所見学 49トン型艦船上架中であり、LEJABILの上架は支障ない。

2. MMD C見学後現地関係者とミーティング

10:30より、植松氏ほか2名は前日の改造箇所採寸の残りと植松氏の要望事項再確認を行った。

なお、上述の如くLEJABILの調査に忙殺されたため、当初PAULIS氏から依頼のあった他のFRP船の診断はできなかった。

